

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という。)(平成11年法律第117号)の規定に基づき、青森市小学校給食センター等整備運営事業の実施方針を公表します。

平成22年11月17日

青森市長 鹿内 博

### 青森市小学校給食センター等整備運営事業 実施方針

青森市(以下「市」という。)では、青森市小学校給食センター等整備運営事業(以下「本事業」という。)をBTO(Build Transfer Operate)方式により実施することを予定しています。

この実施方針は、特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、PFI法の規定に基づき本事業の実施に関する市の方針を定めるものです。